

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 2 8 年 4 月 1 8 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 7 時 5 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	山田委員長、安斎副委員長、酒井（隆裕）・斉藤・濱本・ 佐々木各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長（総務部長事務取扱）、教育部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤委員、濱本委員を御指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「総務部長の不在について」

○市長

この場をおかりいたしまして、総務部長の不在の件につきまして、私から説明、報告を申し上げます。

本年 3 月 28 日に 4 月 1 日付け人事異動の内示を行いました。その後、総務部長着任予定者から退職願の提出があり、3 月 31 日付けで退職となりましたことから、本年 4 月 1 日から総務部長が不在という状況となっております。

この突然の退職につきましては、私としても大変驚きましたし、また、非常に残念に思っているところであります。

総務部長は議会との調整役という担当事務もありますことから、今回の不在の件につきましては、委員の皆様にも大変御心配をおかけしているのではないかと恐縮をしておりますが、当面の取扱いといたしましては、副市長に総務部長事務取扱を発令し、業務遂行上の支障がないよう措置をしたところでございます。

また、事務レベルでは総務部次長が総務部長の代行をすることで考えており、議会審議に支障がないよう努めさせていただきますので、委員の皆様の御協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

今後につきましては、できる限り早期に、できれば第 2 回定例会の前までに選任すべく努力をしまいたいと考えているところでございますので、委員の皆様の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長

「委員会資料について」

○（総務）秘書課長

本日配付させていただいております資料について、総務常任委員会から要請がありましたので説明をさせていただきます。

いわゆる、参与の報告書の構成についてであります。12 枚中まず 1 枚目については、参与が考えていた除排雪行政の基本方針をまとめたものであり、各項目に対し、短期及び中・長期ごとの施策をまとめたものであります。

2 枚目から 7 枚目につきましては、小樽市雪対策への基本的な考え方として、個別案件に対しての基本的な考え方をまとめたものであります。

8 枚目から 10 枚目は、参与から市長と除雪対策本部長である副市長に中間報告を行った後に、3 項目についてより具体的なレポートであり、11 枚目と 12 枚目は施策を展開していく中で平成 27 年度において達成できたもの、28 年度以降の対応が考えられるもののまとめでございます。

○委員長

これより質問に入ります。

なお、順序は自民党、共産党、公明党、民主党、新風小樽の順といたします。

自民党。

○濱本委員

初めに、本日この委員会に出席している各委員並びに理事者の皆様が、私と同様の思いを抱いていると思います。今回の熊本県における大地震によって、多くのとうとい命が失われ、また、数多くの皆様が被災されております。

心より御冥福をお祈りするとともに、お見舞いを申し上げたいと思います。復旧に向けた活動が今も行われてはおりますが、今後は一日も早く、その体制がより充実し、整うことを望んでおります。まず、このことを冒頭に申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。

◎公益通報について

まず、コンプライアンスのことについて伺いたいと思います。

新聞報道で、4月12日、15日、16日と3回にわたって、北海道新聞と読売新聞ですが、小樽市の人事が違反ではないかとコンプライアンス委員会に通報があったということであります。

まず、通報の内容と、今後どういう手順でこのことを処理していくのか、お聞きしたいと思います。

○（総務）コンプライアンス推進室長

公益通報についてですが、件名が「平成27年度 人事異動における市長の法令違反」で、その概要は、平成27年6月の人事異動におけるほとんどの昇任は内申書などの書面に基かずに行われており、地方公務員法第15条、任用の根本基準に反しているというものでございました。

28年4月13日、小樽市コンプライアンス委員会を開催しまして、調査の必要性があることが確認されております。

今後の流れ、方向性についてですけれども、市長に対して4月28日までに意見陳述書を提出するよう求めているところでございます。その後の審議につきましては、意見陳述書が出てきた段階で、委員で話し合いをされて決定するものでございます。

○濱本委員

4月28日までに市長から意見陳述書が出ると。その後、コンプライアンス委員会で委員が協議をするということですが、委員構成はどうでしたか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

コンプライアンス委員会の委員は3名いらっしゃいまして、弁護士の方が2名、学識経験者の方が1名でございます。

○濱本委員

最終的な結論の出るめどというのは、あるのでしょうか。そのことが1年もかかるなどということはたぶんないとは思いますが、予測がつかないということでもいいのですけれども、でも事案の性質上なるべく早急に結論を出さなければならない事案だと私は理解していますが、おおむねのめどなどがあればお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）コンプライアンス推進室長

この公益通報につきましては、重要な案件だと考えております。今後の審議の推移につきましては、やはり一つ一つの事象の確認というものが大切かと思っておりますので、いつぐらいまでにどういった結論が出るかということは今の段階ではお答えできません。

○濱本委員

決して、はしょって協議をしてもらいたいということではありません。慎重に事実関係を調べて、結論を得てもらいたいと思います。一方で、できるだけ早期にということもありますので、それはお願いしたいと思います。

◎総務部長の不在について

委員会の冒頭に、市長から総務部長不在についてということで報告がございました。確認ですが、記者会見で人事の話が出たりしていたとは思いますが、議会に対して総務部長不在という話は、今日以前にはあったのでしょうか。

○総務部次長

議会に対しまして総務部長の不在についてお話をさせていただいたのは、今日が初めてだと思っております。

○濱本委員

市長、副市長、議会に対して総務部長が不在だということを報告したのは、今日が初めてだということです。

3月28日に内示があり、4月1日から総務部長が不在ということで、そこからもう10日以上、20日近くたっているわけですが、この間、議会に何の報告もなかったということに対して、市長、副市長は必要性がなかったと認識されているのか、どういうお考えなのかお聞きをしたいと思います。

○副市長

大変申しわけございません。急なことだったので、4月当初の段階では、内部でどのように協議をしようかということで内部の打合せに時間を費やしておりました。

また、正式なという意味では、報告はしてございましたが、話の中でそういう状況になったということで、既に御承知のことかというそういう安易な気持ちもございまして、正式なという意味では今回この総務常任委員会ですべて初めて報告することとなり、その手続を怠っておりましたことを、まことに申しわけないと思っております。

○濱本委員

対象者は別ですが、市長は説明責任というようなことを常日ごろおっしゃっているわけです。にもかかわらず、やはり議会に対して、例えば新聞報道で知っているからいいだろうなどという、そういう話ではないと思うのです。市長自身が、トップとして少なくとも、全議員にはともかく、議長、副議長ぐらいにはこういう事態に至りました、それでリスクを回避するためにこのような取扱いをしますなど、どうしてそういう報告をしなかったのですか。市長、いかがですか。

○市長

皆様が御心配されているとおりで、今回の総務常任委員会もそれが開催に至る経緯になったと私は認識をしていたところでございますので、この総務常任委員会において、いわゆる正式な形でお伝えするのが一番理想かというふうに、その申出をいただいたときには把握をしていたところでございます。

今、濱本委員が御指摘のように、本来であれば、それこそ議長、副議長にそういう状況になった経緯を、その後の取扱がまだ決まる前であっても事前に伝えるべきであったと思いますし、総務常任委員会の委員長、副委員長にもお伝えすべきだったと、今、御指摘を受けて改めて感じたところでございます。失礼いたしました。

○濱本委員

結局、そういうことが議会軽視ということになるのではないですか。それをもっと別な言い方をすれば、気配りが足りないのではないのですかということだと思うのです。副市長は人事について記者会見でお話になっているわけです。その記者会見が終わった足で、すぐ議長、副議長に、まあ翌日でもいいですけども、事情を説明するというのが、やはりお互いの信頼関係の第一歩ではないですか。そういう姿を見ると、どうしても議会に対して何らかの思いを、変な思いを抱いているのではないかというふうに勘ぐってしまうわけです。

ですから、この点については、今、謝罪がありましたけれども、今後とも、議会に対して真摯に向き合うということはこういうことです。信頼関係というのは最初からあるものではありません。やはりお互いが歩み寄って、お互いがお互いをわかろうとするからこそ、信頼関係というのは生まれるわけです。それを逆なでするような行為は、ぜひとも厳に謹んでいただきたいと思います。

◎小樽市人材育成基本方針について

次に、人材育成の話で伺いたいと思います。

資料というか、お願いをして小樽市人材育成基本方針というのをいただきました。

実は、インターネットで調べますと人材育成基本方針というのは、いろいろな地方自治体でつくられています。

まず、確認をしたいのですが、小樽市では平成19年8月につくられていて、当時私はまだ議員になったばかりで所属も総務常任委員会ではありませんでしたけれども、そこで何か報告があったということです。時間がなくてこういう報告になっていたのかはわかりませんが、これを見させてもらってほかのところのものと比較をすると、非常に中身が薄っぺらいという認識を私は持ちました。この人材育成基本方針に直接かかわっている部署の方で結構ですけれども、他都市の人材育成基本方針と比較すると、私は小樽市のものは、中身がないと思いますけれども、どういう認識を持っているかお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）コンプライアンス推進室長

小樽市人材育成基本方針の内容につきましてですが、私が今読んで思っているところは、中身的には基本理念や目指すべき職員像を掲げて、今後の主な取組というところで記載がございまして、ここの部分につきまして、他都市の人材育成基本方針に比べてもう少し検討して方向性をしっかり示すべきではないかというふうに考えているのが1点と、もう一つは、やはりいろいろな情勢が変わってきている部分がありまして、これは平成19年に策定したものですから、相当の期間が経過しておりますので、現在の小樽市におけるこういったところが問題点なのか、こういった方向性が必要なのかといったところをもう少し踏み込んで協議していくことが必要ではないかというふうに考えております。

○濱本委員

この中でも、人材育成の手法として研修だとか、当然人事異動だとか、採用だとか、いろいろな分野にわたっているわけです。その中で異動というのは、要は組織を維持するために必要な異動、それから人材を育成するために必要な異動と、いろいろな意味があるのだと思うのです。そういう意味では、書き方が全然足りない。今後の取組と書いてあるにもかかわらず、今後の部分が何も、平成19年から10年近くたっているわけですがけれども、何の取組をしているかの形跡もないと私は理解をしているのです。

市長、いかがですか。新規の改定版を早急につくるというお考えはありますか。

○市長

人材育成基本方針が、平成19年につくられておりますけれども、私自身が議員のお役目を終えた後にできたものでありまして、私自身は人材育成基本方針があることを、市長に就任するまで知りませんでした。就任させていただいて、私自身としても職員の人材育成は非常に重要だという認識は持っていたものですから、もし、人材育成基本方針がないのであればつくりたいと感じていたところ、改めて担当職員とやりとりをしている中で、その人材育成基本方針が平成19年につくられていたということを私自身は初めて認識したところでございました。

その中で、その人材育成基本方針を私も確認させていただき、管理職の方々も含めてこういう基本方針があるのでまずはこれにのっとってやっていきましょうという話をしたときに、職員の中で人材育成基本方針の存在そのものが、策定から時間の経過もあるせいか知れ渡っていない状況があると私の中では認識をしたところでございます。

現在は、その人材育成基本方針がありますから、まずはそれを改めて徹底しようと、この1年間、管理職をはじめ職員の方々にお伝えさせていただいたり、また、目指すその職員像についてもさまざまな場所に掲示をさせていただいて、その職員像を目指せるように一丸となってやっていこうというところで、今、取り組んでいたところでございます。

ですので、まずは、今の人材育成基本方針をしっかりと職員の方々に定着させていただき、その上で、今、御指摘のように、薄っぺらいという表現でしたけれども、少しずつそれを厚くしていけるようにこれから努力をしなければならないと思っておりますので、それについては早急にというお話でありましたが、他都市の状況であったり、又は多くの皆様の御指摘、御意見をいただきながら少しずつ厚みを増していけるように努力をしていきたいと、私自身はこのように考えているところでございます。

○濱本委員

市長、認識が違うのです。これをベースにはもう考えられない時代背景になっているのです。

というのは、これを策定した当時と今とは状況が大分違います。それは、地方自治体を取り巻く国の環境、それから社会情勢、そういうものが全然違うのです。ですから、私が調べた他都市のほとんどでは全面改定みたいなことをやっているわけです。当然その中には、職員アンケートを行ったり、有識者の会議を開いたり、いろいろなことをやっているわけです。

ですから、こんなものと言ったら大変失礼だけれども、これを進化させるのではなく、本来は一部改定ではなくて全面改定です。考え方が全然変わっているわけですから。現実的に北海道の、副市長は北海道出身ですけれども、北海道も平成26年3月に北海道総務部人事局が人事施策に関する基本方針を出しているのです。これは、現状分析をしながら、今後どう人事を行っていくかということについて言及しているわけです。こういうものがやはりないとダメなのです。現状分析がなければ、その先の基本方針というのはつくれないはずなのです。だから、今後10年間、例えば10年間の職員の年齢別階層がどのように変わっていくだとか、現状がどうなっているか、そういうものを想定した上でのものをつくらないと、残念ながら小樽市の人材育成基本方針の中では、そのようなものは一つも書いていない。だから、データがあって、現実があって、それを分析した上で、こういう基本方針、今後10年間にわたっての基本方針、例えば10年でも5年でもいいのですけれども、人材育成に関して基本方針をつくるということではなければダメだと思います。

早急に取りかからないと、人で、市職員で、この小樽市役所、小樽市という地方自治体は動いているわけです。だから、そのためには、早く全面改定して、この方針の下に行政経営をしていくのだということをやはりやらないと危機的状況になるのではないかと私は思っているのですが、いかがですか。

○市長

今までは、その人材育成基本方針を職員の育成や今後における市政運営の中で反映させていくということでその当時できたものであろうと私自身は認識していたところでございましたので、まずはそれをしっかりと活用し、また、職員お一人お一人に徹底するところから始めるべきという私なりの判断でこのように取り組ませていただいたところでございましたけれども、今、濱本委員がおっしゃっているように、その時代背景であったり、現状分析等、そのあたりにおいての情報が不足しているという御指摘もありました。今後において職員の育成というのはやはり市政運営において大変重要な視点で考えていかなければならない、それは私自身も同じ認識を持っておりますので、まずは北海道をはじめ、ほかの自治体における先駆的に取り組まれている人材育成基本方針ですか、その取組を鑑みさせていただき、また、御指摘いただいたように、それに伴う情報分析が非常に重要であろうというふうに鑑みますと、その情報収集の時間もある程度必要だというふうに思っております。その情報収集とその育成基本方針をつくっていくその段取り方、先ほど有識者のお話等もありましたけれども、それが現時点では何一つ持ち得ていない状況でございますので、その新たな流れも含めて検討できるか担当職員はじめ副市長等と打ち合わせてまいりたい、このように考えているところでございます。

○濱本委員

早急に、一日でも早く取りかかっていただきたいと。それから、その取りかかっていく経過についても、逐一とは言いませんけれども、やはり時々議会に対して報告をお願いしたいと思います。

◎人事異動について

それで、私は今までの中で、人材育成の一つの手法として人事異動があるだろうということも申し上げましたけれども、改めて市長は人事異動というのはどういう目的で行うのか、何を実現させるための手段なのか、人事異動についての認識を伺いたいと思いますが、いかがですか。

○市長

私も議員のころに、人事異動のことについて当時の市長部局に対して私なりの考えなどをぶつけさせていただいたこともありますが、改めて私もこの役目について感じていることは、やはり私自身は、公約も掲げておりますけれども、市民の皆様の民意であったり、又は市民の皆様が抱えている課題であったり、この町をさまざまな場面で高めていく中で、市役所としてより機能していく、高めていく、それを、業務を全うしていく、その体制をつくっていくことが私も市長として重要だと思っておりますが、その考え、思いの中で、それを具現化、具体化していくために人事配置を行っていくのかなと、私はそのような認識の下で対応しているところでございます。

○濱本委員

わかったような、わからないような答弁でしたけれども、では、具体的にいろいろ聞きたいと思います。

まず、私が資料要求しています平成28年4月1日付け人事異動者の係長職以降の異動歴ということで、大変お手数をかけたと思うのですが、まず、この資料の中身について説明を求めたいと思いますけれども、何かこういうことですよということがあれば、職員課長、いかがですか。

○（総務）職員課長

今お話のありました平成28年4月1日付け人事異動者の係長職以降の異動歴という資料の内容でございますけれども、補職ごとに、今回、異動対象となった職員の名前が一番左端に入っております。

そして、中身としましては、係長職以上で在職した職場ということで、その補職ごとに係長、課長、次長、部長ということで、それぞれ所属した職場、補職名を記載させていただいた一覧表がこちらの表ということになってございます。

○濱本委員

実は、同じような資料を昨年6月の予算特別委員会でもつくっていただいて、今回もう一回つくってもらったのです。

それで、まず確認をしたいのは、今年異動した次長、部長の皆さんの中で、係長職以上、係長になってから以降、今の最終的な次長、部長のところに名前があるのですけれども、例えば、全然行ったことがない、係長として所属したことがないとか、課長として所属したことがないところへ異動になっている方はいらっしゃいますか。

○（総務）職員課長

現在の所属する部局で係長職以上の経験がないという数ですけれども、部長職につきましては3件、次長職につきましては5件ということになるかと思います。

○濱本委員

たぶん市役所の職員の皆様は能力が高いから、全然所属したことのないところへ行っても仕事はできるのかもしれませんが、これを見ると、やはりそういうところに違和感を感じるわけです。ちなみに、もう一回確認させてください。平成27年に異動して、また今年異動した件数は、部長、次長でいいですけども、いますか。

○（総務）職員課長

在職1年以下で今回また異動になった数でございますけれども、部長職につきましては5名、次長職につきましても5名、課長職9名ということで、今回資料で提出させていただいております平成27年6月1日付け及び平成28年4月1日付け人事異動等関係資料の、資料2の中の異動総件数の内訳数の中で書いております在職年数1年以下と書かれているところの数が、そこに該当することになります。

○濱本委員

結果論でしょうけれども、先ほども申し上げましたが、市長は、平成18年の第2回定例会において、やはり人事について質問されているのです。

その中で、人事異動が異常に早いということを言っているわけです。1年で動くのは早いと。にもかかわらず、

今あったように、部長職 5 名、次長職 5 名、課長職 9 名を 1 年で動かしている。これは、やはり市長が議会で質問をしたときのことを覆したような人事をやっているというふうにはしか見えないのですが、市長、いかがですか。

○市長

決して覆しているという考え方はございません。そのときは、私自身も議員として、今、濱本委員が御指摘されたような視点を持っていて、当時の市長部局に対し、それについて質問させていただいたところでございますけれども、その中で市長部局側から答弁をいただいて、それについていろいろとお話をしていく中で、そういうことが起こり得るということも把握をさせていただきましたし、当然に事業の新設だったり廃止、縮小、ケース・バイ・ケース、さまざまな要因があるということも、そのときに改めて確認をさせていただき、それについての私なりに把握をさせていただいたところでございますので、先ほど御指摘された覆すという考え方を持っているわけではございません。

○濱本委員

そういうお答えをされるのであれば、あえてもう一度お聞きますが、市長は昨年 6 月 1 日付けで除雪を担当する建設部副参事、雪対策課長、貸出ダンプに対応する庶務課長をかえているわけですが、この三つの職の方は、今年 4 月 1 日付けの人事で、異動されていますか、されていませんか。

○（総務）職員課長

今、御質問のあった三つのポストにつきましては、異動ということになってございます。

○濱本委員

たしか市長は、昨年 6 月 1 日の人事で適材適所、その後もずっと議会の中で質問があっても適材適所と言ってきたわけです。市長の最大公約である、大事な重要公約である除雪を担うその 3 人の方が 1 年で異動したというのは、どういう理由なのでしょう。適材適所ではなかったのですか。

○副市長

ただいまの質問でありますけれども、個別の人事を行う上では、さまざまな条件があって人事異動ということにつながっておりまして、それを説明する上では総合的な判断ということがございますので、個別な個々の事情についての詳しい答弁については、差し控えさせていただきたいと考えております。

○濱本委員

例えば、人事異動等関係資料という今回要求した資料の中で、部長職、次長職、課長職で、異動内申あり、3 人、5 人と書かれていますけれども、個別の案件ではなくて、今の案件について異動内申はあったのですか。

○（総務）職員課長

異動内申と申しますか、今年度から留任内申というものを新たにつくったという経過がございます。そういう意味では、内申書としましては管理職以上の職員については、全てに内申が出ているということになってございまして、それを基にした異動ということになるというふうには思います。

○濱本委員

もう少しわかりやすく聞きます。

要は、今申し上げた除雪に対してキーとなる三つのポジション、鍵となるポジションになっていたお三方は、異動したいという意向があったのでしょうか。上司に異動させたいという意向が存在したのですか。

（「個別の内容ですよ」と呼ぶ者あり）

○副市長

異動の希望があったかなかったかという個別の状況については、議会の中では個別に申し上げることはできないと申し上げておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○濱本委員

個別の内容ということで答弁をされるのであれば、まだこの後も時間はいろいろありますから、その中でお聞きしますけれども、しかしながら見た目で考えると、昨年初めて除雪を対応する課長お二方と、統括する副参事がいきなり 3 人とも異動したというのは異常なことです。尋常ならざる世界です。それは市長のげきりんに触れたから飛ばしたのかみたいに見えるわけです。それは私の判断ではなくて、世間的に見れば、そういう人事異動をきちんと見れば、そういう判断をする方もいらっしゃる。だから、個別の案件に答えなくてもいいですけれども、本来的にはそういう疑念を抱くような人事はやはり行うべきではないと私は思います。

そこら辺で言うと、やはり今回の人事についても、どうも釈然としない人事がある。個別の案件だからお答えしなくてもいいですけれども、教育部長が生活環境部参事として北しりべし廃棄物処理広域連合へ行きました。それで、北しりべし廃棄物処理広域連合に行っていた生活環境部参事が教育部長として戻られた。

ちなみに、今回のいただいた資料で見ると、個人はどうのこうのではありません、仕事をする上で、今回、教育部長になられた方は、教育委員会に所属したことがないのです。そういう人事配置というのは、今まであまり見たことがない。一般論として、このことについて、過去にそういう人事配置が行われた例があるのか、これは適切なのか、一般論としてどうですか。

○（総務）職員課長

今、過去の例ということでどうかという話があったのですが、済みません、過去の部分の資料というのが、その辺の分析をしたものを持ち合わせてございませんので、それについて答弁できかねますので、御了承いただきたいと思います。

○濱本委員

第 1 回定例会の総務常任委員会の中で、私は、副市長に人事について次の機会にお伺いしますということでお願いしてまいりました。まさか、こんなに早く副市長に聞ける時間が来るとは思っていませんでしたけれども、改めて副市長として昨年 6 月 1 日付けの人事についてどういう所感を持っているのか、どういう点数をつけるのか、それから今年 4 月 1 日付けの人事についてどういう所感を持っているのか、点数をつけるのか、いかがですか。

○副市長

前段にお断りしておきます。人事について点数をつけることは、大変難しいと考えております。

それから、昨年の人事の所感については、前回の総務常任委員会で、答弁いたしました。教育長として外側から眺めている限りでは大幅な異動で、職員の中になかなか混乱みたいなものが見受けられたというふうに答弁したと思いますが、当時とすれば私もそのように感じておりました。

また、今回の 4 月の人事ということに関して言えば、私もその人事の一端を担ったわけですから、そのことに関して言えば、まずは一番描いていたのは、やはり職員の意識改革、それから人材育成でもありますけれども、できるだけ多くの職種にいろいろな人が携わっていただきたい、それから一つの人事の流れというものがあるとするれば、そういうものに少し変化を見いだしていかなければならない、そういう観点で私も携わったところでございます。また、市長からさまざまな相談を受けながら私なりの考え方について市長に申し上げ、協議をしながら人事を進めたところでございます。

ただ、人事というのは御承知のとおりピラミッド型の組織の上では、必ずしも 100 パーセント納得するということはありませんし、当然反発もあるでしょうけれども、全体的に私とすれば昨年の人事よりは今年の人事のほうが比較的落ちついた人事になったのではないかという考え方でおります。

○濱本委員

人事異動の効果という部分では、職員の皆さんのモチベーションを上げるための人事異動、効果を求めるための人事異動という側面もあろうかと思えます。

市長は以前、議会において、職員のモチベーションは下がっていないと、これは昨年 6 月 1 日の人事以降です、今年 4 月 1 日の人事をやる前の間に答弁していますけれども、私自身のいろいろな、それこそ市長の得意なさまざまなチャンネルでお話を聞くと、そうは聞こえてこないわけです。

市長は、要は昨年 6 月 1 日からこの 3 月末までの人事の中でまず確認をしたいのは、職員のモチベーションは下がっていないという認識が今も変わっていないのか、その間ですよ。昨年 6 月 1 日の人事によって市役所内の職員の皆さんのモチベーションは下がっていないという、今もそういうお考えなのか。そういうお考えだとしたら、その具体的な根拠は何をもって言っているのか、それを聞かせてください。

○市長

私自身が感じている限りですと、以前に申し上げた答弁と変わらない、私は今でもそのように思っております。決して職員自体、全体的なモチベーションが下がっているとは思っておりません。

根拠と言われましても、その具体的なものを持ち得ているわけではありませんけれども、私自身がこの役目についてから、さまざまな部署の職員と一緒に仕事をしているところでございますし、職員がそれぞれの部署において、それぞれの職務を全うしている姿を見ておりますので、そのような認識は持っていないというところでございます。

○濱本委員

同じ事象を見ていて、ここが市長の認識と私の認識が違うわけですよ。そういう意味では、P D C A サイクルではないですけれども、やはり検証するという作業が必要なのではないですか。

この際、今回の人事異動で、本当に市の職員の皆さんが、単なる個人的な理由ではなくてこれで本当に市のために、市役所のために、市民のために仕事ができるのだという意識になっているのか、なっていないのか、アンケートなどをとって調べたほうがいいのではないですか。あやふやな根拠でしかないのであれば、アンケートをとったらこのように今回の人事異動で職員の士気が高まりましたという結果が出ていますというのを出したらいいのではないですか、どうですか。そういうアンケートを実施してみる気はありませんか。

（「ないですね」と呼ぶ者あり）

（「ないですね」と呼ぶ者あり）

○副市長

昨年から人事評価制度を導入しておりますし、今年からまたそれぞれ個々が自分の職務に関しての目標を立てながら、人事評価制度の中で管理職員ともヒアリングをしながら、自己の職務能力の向上を目指してスタートしているところでございまして、それらを通じながら職員の自発的な業務への携わり方、また、業績などについてもヒアリングを通じて掌握する、そういう制度がスタートしたところでございますので、当面は、その制度を利用した職員の職務能力、職務に対する熱意、それに対する業績というものを推しはかかっていきたい。特に、この人事異動を踏まえた中でのアンケート調査を実施するつもりは現在のところございません。

○濱本委員

人事評価制度は、匿名性が担保されないのです。だから、そこでこれを置きかえるというのは無理です。

先ほどの人材育成基本方針を策定しているところでも、大体職員の皆さんにアンケートをしています。そのアンケートの項目の中には、やはり人事異動に対する項目も組み込んでアンケートをしています。だから、そのぐらい人事異動というのは大事だし、それぞれの思いがあるからそれをどうやって酌み取るかといったときに、匿名性が担保されないと酌み取れないのです。人事評価制度の中では、匿名性なんて担保されないでしょう。私が市の職員で、あそこへ行きなさい、それで行きました。人事評価制度の中で自己申告で、この職がおもしろくないなんて書けないですよ、そんなもの。

そういう意味では、市長がおっしゃっている士気が高まっているというのを検証するためには、やはり匿名性の担保されたそういうアンケートをやる必要があるのではないですか。これは人事評価制度ではできないと思います

けれども、いかがですか。

○副市長

現状、そのアンケート調査をするつもりはございませんし、日常業務をする上で職員の意欲に関しても職員を通じてながら、常に目を見計らいながら業務の遂行に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○濱本委員

そちらにする気がないのであれば、議会側でも調査権がありますので、そういうアンケートをとることは可能だと思います。もしそういうことをやるということになれば、ぜひとも協力をいただきたいと思います。協力はしていただけますよね。

○副市長

現在のところ、どのような内容になるのか承知しておりませんので、どのようなことをするかを見た上で、その時点で判断をさせていただきたいと思っております。

○濱本委員

いろいろ言いたいことはたくさんありましたけれども、このやりとりの中で判明したのは、100点の人事はないです。だけれども、私は、やはり市長、副市長から自分たちが行った人事は、確かに100点は客観的にはとれないかもわからないし、我々も自信がないと。しかしながら、何とか80点はいただけるのではないのでしょうかと、そういう自負を持っていますぐらいの答弁は欲しかったです。点数はつけられませんという答弁ではないです。そのぐらいの気概というか、人事を行うときにそのぐらいの気概を持って行ってもらいたかったです。答弁をしてもらいたかったですよ。

まだ今日以外にもこの総務常任委員会は閉会中にいくらかでも開催できますし、すぐに第2回定例会も始まります。その際また改めていろいろ質問をさせてもらいますけれども、今日の質問に対する答弁としては、私は非常に中身が薄っぺらかったなど。先ほどの人材育成の話ではないですが、何となく質問に向けて真摯に答弁されているというふうに心の中で思えるような答弁ではなかったと思えます。

○委員長

自民党の質問を終結いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎人事異動について

まず、申し上げたいのが、市役所の人事についてでありますけれども、そもそも市長の専権事項だとされております。だからこそ、基本的に市役所の人事については、市長の生産性が最大化するように市長自身が判断すべきことであります。しかしながら、市長が公私混同、それから越権行為を行ったということであれば、市議会本来のチェック機能が問題を打開するために必要だと考えております。

このような立場で、今回の人事問題について質問します。

まず、人事異動に当たっての市長の考え方についてです。

最初に、市長に伺います。今回の人事異動に当たりまして、どのような主眼で臨まれたのか、目的と手法についてまずお答えください。

○市長

先ほど、濱本委員の御質問の中でもお答えいたしましたけれども、私としてはやはり市政運営は市民の皆様役に立つ、市民の皆様にとってこのまちが少しでも高まっていく、活気づいていく。その中で公務としてできることを

しっかりとやっていくということ。また、私自身も公約で掲げさせていただいた部分もありますし、また、市民の皆様の民意、思い等もあるかと思えます。その中で、行政としてできることをしっかりと実現していくことが役割だと思っておりますので、私自身はそのような視点の中で、今ここで働いている小樽市役所職員がそれぞれの立場で能力が発揮できるよう、そのような視点を持って配置をさせていただいたというところでございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、市長は、今回の人事異動におきまして、市長の生産性が発揮できるというふうにお考えだと思うのですが、そういった考えでよろしいのかどうか改めて伺います。

○市長

実際に内示を出してみても、今、皆様から御心配されているように、総務部長が不在という状況を生み出してしまったという点におきましては私としても大変残念に思っているところではありますけれども、しかしながら、その他においては、おっしゃるような生産性という枠組みで、具体的な表現はできませんけれども、何にしても職員自身は能力を発揮し、市民の皆様の期待に応えていける環境はつくれたのではないかとというふうに私自身は認識しております。

○酒井（隆裕）委員

ここで伺いたいのは、昨年の人事異動です。市長は、旧オール与党の人事に疑問を持っていたという話から大幅な異動を行ったというふうに聞いております。その後について、市長は適材適所なのだという表現をいたしました。しかしながら、結果としてどうかといいますと、昇任させた方のうち何人かの方が降任願を提出するという結果になったわけであります。

こうしたことから考えて、客観的に見れば、昨年の人事異動にはやはり何らかの無理があったというのが一般的な見方ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○市長

結果的にそのような降任の方が出たりしたのは、私としては残念だと思っておりますが、今、御指摘のような無理があったという、そういう認識を私自身は持っておりません。

○酒井（隆裕）委員

こうしたところに市民との間に若干のずれがあるのかなと。人事異動というのは先ほどの濱本委員の話ではないのですけれども、100点満点というのは本当にあり得ないのです。だけれども、大幅に変えようとするその気持ち自体はわからなくもないのですけれども、やはり無理があったと見るのが自然ではないかというふうに思います。

次の質問に移ります。

今回の人事、これも適材適所といつも市長はおっしゃるけれども、そういった説明の中では非常に理解できない人事、これが多数あったと私は感じます。

当該職員の職務遂行能力を市としてどのように判断されたのか、お伺いしたいと思います。

（「私が答えたほうがいいですか」と呼ぶ者あり）

（「適材適所がどうかという話ですから……」と呼ぶ者あり）

○副市長

適材適所であったかどうかということでございますが、先ほども濱本委員の質問に私がお答えしましたとおり、人事に当たってはさまざまな条件がありまして、個別にさまざまな事情がありますので、最終的には総合的な判断で適材適所の観点に立って人事を行うということになりますが、個々にさまざまな事情があってそういう結果になっているということは御理解をいただきたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

私は、職務遂行能力をどのように判断されているのかということについてお伺いしたわけであります。改めてい

かがでしょうか。

○副市長

先ほども申しましたが、職務遂行能力もまた一つの要素ということでございますので、そのみに偏って人事を行うということはありません。重要な判断ではありますが、そのみで人事異動が行われるわけではないということは御理解をいただきたいと思います。

(発言する者あり)

○酒井（隆裕）委員

やはり、こうしたところでも若干のずれがあるのかなど。普通に考えれば、できるだけ公平性や透明性が人事においては求められると。そうした中で、市長としてそうした思いがあって行うということであるというふうに思います。ただ、総合的に判断されてということでありますので、次の質問に移りたいと思います。

今回の人事異動ですけれども、私はやはり職員の働く意欲が向上すること、それから組織が活性化すること、こうしたことこそが人事においては求められるのではないかと考えております。市長は、今回の人事は全ての職員の働く意欲が向上すること、そして組織の活性化につながる人事であったとお考えでしょうか。

それから、職員がそれぞれやりがい、充実感を持って仕事上の責任を果たす。こうしたことこそが公務運営の改善、それから市民サービス向上につながるものだと思自身は考えますけれども、市長はどのようにお考えかお答えください。

○市長

今、2点御質問があったと思いますけれども、前段の部分においては、それこそ市民の皆様の期待に応えられるであろう人事配置になったであろうと思自身は認識しているところでございます。

後段におけるやりがいであったり、充実感であったり、それについては人事配置だけで職員の方々がそれに対して感じたり、判断されたりということではないと考えておりますので、やはり職員の方々がそれぞれの職務に対して、そのように実感できる、そのような環境は研修等も含めてしっかり整えていかなければならないと考えておりますので、そのような視点で、これからもそれを引き出せるよう努力をしていきたいと考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

市長は今回の人事に当たっては期待に応えられる人事配置だと断言されていたので、私もそれについては期待をしてみたいと思います。しっかりと職員の方たちが期待に応えた仕事をやっておられるということを期待申し上げます。

次に、そもそも、今回の人事はどうかということで、前段に述べたとおり公私混同や、また、越権行為はない、こういうふうに言い切れるのかどうかという問題です。市長は、今回の人事で公私混同や越権行為はないと言い切れるでしょうか。

○市長

全くございません。

○酒井（隆裕）委員

採用や人事異動、昇任・昇格も労働条件の中でも重要な構成要素だと考えます。したがって、一切の差別や不公正、それから市長として恣意的なものというのは、こうした人事においては排除されなければならないと私は考えますけれども、市長の考えはいかがでしょうか。

○市長

御指摘のとおりだと思います。

○酒井（隆裕）委員

それでは、幹部職員の人事の公正確保という問題です。

ここでは、適性の厳正な検証が必要だと、さらには異動の合理性、それからさらに納得性も必要だというふうに一般的には言われております。

市長は、こうした適性の検証、異動の合理性、それから納得性、こうした公正確保という問題で全てクリアされているというふうにお考えでしょうか。

（「納得性っていかがですかね」と呼ぶ者あり）

○副市長

管理職人事にかかわって、納得性、合理性ということ言えば、必ずしも納得した人事が行われたかというのは多少疑問でありますけれども、しかし管理職である以上その職に命ぜられた場合には、その職に全力を挙げて取り組む、そういう覚悟を持って職務についていただくということも、また管理職として重要なことではないかと私どもは思っております。

○酒井（隆裕）委員

公務員ですから、命ぜられれば従わなければならないというのは当然のことだというふうに私も思うのです。ただ、そうであっても、周りの職員から見て本当に公正・公平性が担保されているのかというのは、やはり重要な問題だと思うのです。人事権があるからといって、そのまま決めたものについては従いなさいということでは、小樽市の歯車はうまく回っていかないのではないかなと。だからこそ、今回、総務部長着任予定者が退職されたという事態も起きたのではないかなというふうに思うのです。どなたから見ても、あの方は部長として適性があるなどと納得できるというのは、100パーセントは無理にしてもやはり追求していくべきではないかと思います。

それで、公正確保という問題ですけれども、まず公正確保というものをやろうと思っているのでしょうか。

○副市長

人事を行う上で公平性を確保することは当然のことだと思いますし、その観点でもって人事異動を行っている私どもは承知しております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、今回の人事について、幹部職員は全て納得されているとお考えでしょうか。

○副市長

全ての人事について納得ずくで行っているということはありません。私どもとしては、その職員に対して、今後、職務について持っている能力を発揮できる、そういう期待感を込めて人事を行っている、そういう半面もございますので、全てが納得されているというわけではございません。

○酒井（隆裕）委員

全て納得されていないということであれば、やはり市としても努力するべきだと思うのです。公平について納得できるようにするための具体的な対応策というのは、現時点でお持ちでしょうか。

○副市長

全て納得ということではなくて、個々の職員が日常業務において全精力をもってその職責を果たしていく、そのことを人事を行う者が適正に判断し、次の職へついていく、それがそもそも基本の考え方だと考えております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、次に、一部の部署でありますけれども、一偏に副参事、課長、係長まで異動していると。これでは行政の連続性が阻害されることなどの弊害が生じる懸念を私は持っております。

例えば、戸籍住民課では、課長をはじめ、係長、主事職まで異動していると。こういった大きな人事異動を一般的にどのように市長は捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○市長

先ほどからもお話しさせていただいておりますけれども、全体的に人事のことを鑑みるときに、総体的な流れの中での結果、そのような形が生まれたというふうに私自身は認識をしておりますので、その中でさまざまな職種についた職員が、しっかりと前任者から引継ぎを受けて、その職務に支障がないようにそれぞれの職員、努力をしているところでございますので、そこに対しての大きな問題は生じないと認識をしております。

○酒井（隆裕）委員

そうはいっても、やはり一度に大きくかえるというのは大変な問題だと私は指摘しておきたいと思います。

次に、任用に当たってでありますけれども、政治的人事が行われるということは、私はとんでもないことだと思っております。

（「政治的人事ってどんなこと」と呼ぶ者あり）

先ほど述べたとおり、行政の連続性が阻害される懸念があるからであります。だからこそ、能力制で人事を行うというのが、どこの自治体でも当たり前の考え方になっているわけであります。例えばの話ですけれども、市長の考えに対して少しでも批判する、そういった職員であれば異動させていくということでは、猟官制という形で批判されかねない問題なのです。

ここで伺いたいのが、市長は任用に当たって、能力制で取り組まれる考えか、猟官制で取り組まれる考えかお答えください。

○市長

まず、その御指摘されている政治的人事というのが私はよく理解できておりません。私自身は、やはり職員の働いている、小樽市役所職員がこの市役所の中で能力を発揮できるように適材適所で配置していくのが本来であると思っておりますので、その言葉を猟官制、能力制という表現をされていたようですが、その観点でいけばもちろん能力などを鑑みながら、職員の配置にしっかりと努めていくのが市長として重要なのかなという認識を持っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、能力や業績の把握、それから意見聴取はどのように行われているか、伺いたいと思います。

職員のキャリア支援という観点でも、職員の能力や業績の的確な把握や適切な時期に職員の意見を、意向を調査すること。それから、職員の能力を伸ばして多様な経験を増やす機会を拡充する、こういった措置が人事においては必要だと思います。

市長は、こうした考えをどのように捉えられるか、伺いたいと思います。

（「話してもいいんですかね、いいですか」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○市長

酒井隆裕委員の人事に対しての考えというのがいろいろとあるのかと思いますけれども、職員の意向を全て聴取しますと人事は成り立たないと私は認識しております。全ての方々のそれぞれの希望にのっとって合わせてしまえば、当然、どちらかの配置に偏ったり、それを希望する職員がいなかったり、そのようなことが私は起こり得るというふうに思っておりますので、職員の個々人における意向を聴取しながらということは、私自身は行っておりません。

ただ、やはり職員自身の取組、能力、それは常日ごろから私自身もさまざま職員と接する中で、いろいろな状況を私なりに鑑みているところでございますし、当然に職員課としてもそれに伴う内申の話はよく出ておりますけれども、それらも含めて情報として集積をしているところでございますから、それらもいろいろと鑑みながら、また、その時々、の時に伴う出来事、さらには部署においての変化等もありますから、そのような変化等も含めて職員の

能力、又は職員自身のノウハウであったりとか、取組姿勢であったりとか、さまざまなことをいろいろと鑑みながら対応していくものであると認識をしているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

全て聴取すると成り立たなくなるというふうに市長はおっしゃいましたけれども、やはり職員の意向を一定程度聞くというのは、言ってみれば当たり前のことなのです。職員自身もこういったことをもって頑張ってやっていきたいのだという、そのやりがいを生かす上でも意向調査という、それは全て意向調査のとおりにはいかないのは当たり前のことなのです、人事権を持っているのは市長ですから。ただ、そういったものを参考にしながら、今後の市政運営について行っていくと。全てそれが採用されるわけではないです。でも、そういったことも重要ではないかと。先ほど濱本委員はアンケートなんて話もしていましたけれども、そういったものに限らず意向調査を何らかの形で行うべきだと申し上げておきたいと思います。

◎総務部長の問題について

次に、総務部長の問題ですけれども、総務部長は筆頭部長だというふうに言われるわけであります。

市長は、かつて部長職は全てにおいて重要であると思っていますので、格上格下という概念を持っていませんというふうにお答えしております。現在もその考えにお変わりはないでしょうか。

○市長

今お話をされたとおりの考え方に変わりはありません。

○酒井（隆裕）委員

それでは、規則で市長、副市長に事故ある場合には、どなたが業務を行うとなっているか、説明していただけますか。

○（総務）総務課長

ただいまの御質問でありますけれども、小樽市長職務代理規則におきまして、市長、副市長が欠けたときは総務部長が職務を代理するということになってございます。

○酒井（隆裕）委員

本当に、これだけではないのですが、非常に多くのところであるとおり、総務部長というのは部長の中で明らかに最上位の職務なのです。副市長が職務を代理するということ、それから総務部次長がまたそういったものを行うということも示されておりますけれども、やはり総務部長不在となれば市政への混乱などの影響というのはどうしても懸念せざるを得ないのです。そういったことについての考えはいかがでしょうか。

○副市長

総務部長が不在ということで、確かに少なからず影響があると思います。ただ、私が今、事務取扱ということで発令されておりますので、私のできる限りの能力を尽くし、皆さんに御迷惑をかけないように職務を遂行しておりますが、できるだけ早い時期には総務部長を得たいと、そういうふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

市長は、総務部長選任に当たって、第2回定例会までには選任したいというふうに言っているのです。しかし、やはり市政への影響ということを見ると、一刻も早く総務部長を選任するべきだと私は考えます。

その際、記者会見などでも述べられたようですけれども、北海道など外部に要望するのではなくて、職務に精通した内部から私は登用すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○市長

人事配置においては、即座に対応できるほど短い時間で行えるものではないというふうに私自身は認識しております。当然、内部登用の場合においては、どなたかがそこに当てはまるということは、その分どこかが欠けて、また、そこにどなたかを充てなければならない。やはり、そのような状況を鑑みながら取り組んでいかなければなり

ませんので、当然それについては時間がかかる可能性があるというふうな認識をしております。

また、総務部長不在を解消するために、私としては一日も早く解消したいという思いはありますけれども、それを解消していく方法においては、何一つ妨げるものではないと思っておりまして、やはりその総務部長に配置、ついでいただくという環境は、できれば早く行いたいという思いもあることから、内部登用のみに制限するのではなくて、そういうほかの組織とか、ほかのところからも時には助けをいただきながら対応することも一つの選択肢としてきちんと踏まえていくことで、その解消方法を改善していく、そのように私としては考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

内部に優秀な方がたくさんいらっしゃるのです。それはもうここにいる委員みんなが知っていることだと思います。だからこそ、よく話し合った上で、内部から登用するというのを、一番に考えていただきたい。外部からということは、私は今の時点では考えてほしくないと思います。

次に、人事権について伺います。

地方公共団体における人事権とは一体何か、お答え願えますか。

○（総務）職員課長

人事権という文言自体は法令上の用語ではございませんので、明確な定義というのはないというふうに理解してございますけれども、地方公共団体に関して申し上げますと、地方公務員法第 6 条では、任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、職員の任命、人事評価、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有すると規定してございますので、これを行う権限を総称しまして、いわゆる人事権というというふうに解することができるかと思います。

○酒井（隆裕）委員

それでは、地方公共団体における人事権は一体どこが持っているのかということであります。

執行機関の人事については、任命権者に委ねられているというのが通説だというふうに言われております。本市においても、地方公共団体の首長である市長をはじめ幾つかの執行機関がありますけれども、どれだけの執行機関があるかお答えください。

○（総務）職員課長

執行機関につきましては、地方自治法では限定的に列举されているところでございます。市長は言うまでもないところですが、これ以外のものとしましては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、これらが小樽市に置かれている執行機関ということになってございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、それぞれの任命権者が人事権を行使する職員等を示していただければと思います。

○（総務）職員課長

地方公共団体の任命権者というのは執行機関に限られるものではございませんので、それも含めまして説明をさせていただきますと思います。

まず、任命権者が市長である場合の人事権を行使する職員ということですが、職員に限定してお答えしますと会計管理者、出納員その他の会計職員、市長の補助機関たる職員、それと小樽市の扱いですが、地方公営企業管理者のうちの水道局長が、通常、市の職員から選ばれているところでございます。それと、消防長、以上が職員に対する任命権の行使ということになると思います。

続きまして、任命権者が議長の場合は、議会事務局長、書記長、書記その他の職員ということになってございます。

教育委員会が任命権者の場合ですと、教育委員会事務局の指導主事、事務職員、技術職員その他の職員、それと公立学校の事務職員、技術職員その他の職員ということになってございます。

任命権者が選挙管理委員会である場合には、選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員となってございます。

公平委員会の場合は、公平委員会の事務職員となります。

代表監査委員の場合は、監査委員事務局の事務局長、書記その他の職員、農業委員会の場合は、農業委員会の職員、固定資産評価委員会委員長の場合は、固定資産評価審査委員会の事務局の書記、地方公営企業管理者の場合、これは小樽市の場合、水道局と病院局がございすけれども、それぞれの管理者がそれぞれの企業職員に対しての任命権を持っております。

それと、消防長が消防職員に対する任命権を持っているということになってございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、市長に伺いたいと思います。

今回、任命権者を異にする異動が多数あったわけであります。その際、任命権者間の了解によって任命権の発動としているというふうに私は判断いたしますけれども、それぞれどのような相談をされたのかお伺いしたいと思います。

（「どんな相談」と呼ぶ者あり）

○副市長

それぞれというのは、議会、教育委員会、それから水道局、それからどこでしたか。

（「病院の」と呼ぶ者あり）

そういったところとの相談ということでございますか。

それらについても、私から相談をしたり、直接市長から相談をしたり、声をかけながら人事を行っております。

○酒井（隆裕）委員

例えば、教育長、それから議長と今回の人事についてはお話をされているのでしょうか。

○副市長

教育長とは私から２度ほどお話をしていますし、また、議長とは私も、それから市長も打合せを行っております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、退職された総務部長着任予定者とは相談はされたのでしょうか。

○副市長

退職の意向が示された後、私と３回、市長とは１回、それぞれこの件に関しては話しています。

○酒井（隆裕）委員

本来であれば、任命権者がそれぞれ異なるということであれば、やはり部長会などそういった平場のところでしっかり話し合われるべきだというふうに思うのですけれども、そういった会合などで相談されたということはありましたでしょうか。

○副市長

部長会は、職務に関しての連絡調整機関ということで、人事を打ち合わせる場所ではございませんので、部長会にかけたということはございません。

○酒井（隆裕）委員

やはり公平・公正な人事というものを目指されるということであれば、市長の思いもあるでしょうけれども、わかりやすい形でやっていくというのが私は一番重要ではないかと思っております。先ほど任命権者を異にする異動についてもそれぞれ何度か話をされているということなので、そういった面では心配はないのかなというふうに思いますけれども、一部の部署について疑問に思うものですから、そういった意見を言わせていただきました。

今回の人事は、去年の人事ほどではないにしても、私は大きな異動があったと思っています。市長は、かつて職員の方で懸念を感じる方がもしいるのであれば、私自身もケアしていかなければなりませんというふうにおつし

やられているのです。ぜひ今回の人事に限らず人事異動に対して適切な対応を市長においてもお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 25 分

再開 午後 2 時 48 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

公明党に移します。

○斉藤委員

◎手宮中央小学校開校式における市長の欠席について

まず、4 月 6 日に行われました手宮中央小学校開校式における市長の欠席の件について伺いいたします。

小樽市立の小学校、中学校の新設に当たって、その開校式に設置者あるいは市長が欠席した事例というのは過去の程度あるのか、まず伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

過去の開校式の関係でございますけれども、昭和 59 年 4 月開校の望洋台小学校、そして平成 2 年 4 月開校の望洋台中学校につきましては、いずれも当時の市長が出席しているということでございます。

○斉藤委員

欠席してはいないということです。学校の開校に当たっては、そこに通う児童・生徒はもちろんですが、保護者、地域団体、教職員、あるいは教育委員会、それぞれいろいろな思いが込められての開校式、開校ということになると思うのですが、今回の手宮中央小学校が開校するその統廃合に当たっては、その前史として、一度適正配置計画が白紙に戻ったという経過がありました。

それで、この前史の部分について当初どのような計画があったのか、お示しいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

前回の計画についてでございますけれども、まず、平成 11 年 2 月に小樽市小・中学校適正配置計画基本方針を策定してございます。

同年 8 月に小樽市小・中学校適正配置計画実施方針を策定いたしました。

その後、11 年 12 月に、中学校の関係でございますけれども、小樽市中学校適正配置計画実施計画（案）を策定、12 年 8 月に（案）がとれまして、小樽市中学校適正配置計画実施計画を策定し、これによりまして 14 年 3 月に中学校 3 校が開校してございます。

その後、小学校の関係になりますけれども、16 年 10 月に小樽市小学校適正配置計画実施計画（案）を策定してございまして、その内容につきましては、学級規模は、新 1 年生において 2 学級を標準とする。通学距離は、おおむね 2 キロメートル以内とする。手宮地区では、北手宮小学校及び手宮小学校を隣接校に統合する。中央・南小樽地区では、堺小学校及び量徳小学校を隣接校に統合する。実施期日は 18 年 4 月からとし、全学年一斉に実施する。

以上が主な内容でございます。

○齊藤委員

この辺については、森井市長も市議としていらっしゃった時期ではないかと思いますので、十分御存じかと思いますが。当初、このような計画があったわけですが、それに対して保護者、地域からどのような声が上がったのか御説明願います。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

保護者、地域の方からということでございますが、学校規模は、学級規模の考え、また、計画の対象校、そして通学安全に関してスクールバスの経路や乗車する児童の範囲、時刻表、また、通学路としまして中野植物園付近の道路に対する対応などについて多くの意見が寄せられてございます。

また、スクールバスの運行が可能であるならば、今回対象外となった他の小規模校の再編もできるのではないかと、手宮地区は3校を1校としなければならないのかという声もいただいたと認識してございます。

○齊藤委員

それに対して市教委としてはどのように対応されましたか。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

対象校の保護者や地域の方々を対象に、地域説明会を開催してございます。実施計画案について説明してございます。その中でいただいた意見から、特にスクールバスに関しましては乗車対象児童を低学年に拡大する考えや、狭い道路の改良についても対応を検討した経緯もございます。5回の地域説明会を通じて学校再編の必要性を説明させていただいたという経緯がございます。

○齊藤委員

その中で、手宮地区においては、いわゆる手宮小学校の存続といいますか、手宮小学校は残してもらいたいという声、あるいは統合そのものに対するいろいろな不安の声みたいなものがたくさんあったかと思うのですが、それが最終的にその計画が撤回されるという判断に至った経緯について御説明をいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

この計画でございますけれども、先ほど内容として申し上げた部分で、二つの地域で四つの小学校を隣接校と統合するという計画でございましたけれども、平成16年11月から地域説明会を繰り返す中で、この実施計画案の理解の広がり十分とはなっていないということなどから、平成17年9月に本実施計画案の取下げを決定し、対象校の保護者や議会に報告しているという経過でございます。

○齊藤委員

このあたりの経過、量徳小学校のいろいろな問題とも同時並行というか、いろいろ重なり合っている部分があったのですが、そちらとの関連についても触れていただけますか。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

今、手宮地区を主体にお話をさせていただきましたけれども、計画自体の中では、二つの地域、四つの学校ということで、堺小学校と量徳小学校、ここに関しても同じ時期に懇談をさせていただきました。その中で、やはり量徳小学校の部分についてもいろいろな御意見をいただいたという中で、4校のうち、どちらかというと堺小学校を除く3校については再編についての御理解をいただけなかった。堺小につきましては、保護者、PTAからも再編について進めるべきという意見もいただきながら、まずは4校のこの計画を取り下げた中で堺小学校については進めさせていただいて、3校については改めて今後検討していくというふうな流れの中で、こういった経過であったと認識してございます。

○齊藤委員

教育委員会も、地域の保護者、PTAの方、それから地域団体の方々も大変悩まれて、この時期は市民の間でもいろいろな議論がありました。そういったことについて森井市長は、この辺の経過について把握をされていらっし

やると思うのですが、把握をされているのかどうか、それに対して、また小樽市がその当時、教育委員会、あるいは山田勝麿元市長がとった判断といいますか、最終的にその計画案を撤回するという判断をしたわけですが、その辺についての森井市長の評価は、つまり肯定的に見るのか否定的に見るのか、そういった部分はどのようにお考えでしょうか。

○市長

先ほど斉藤委員がおっしゃられましたように、私は、平成15年から19年の4年間、市議会議員として務めておりましたので、私自身が務めている間に、今の表現でいくと1次計画という話になるのでしょうか、その計画が動いている時期であったのかなと思っております。そういう意味では、手宮小学校も量徳小学校も、それらも含めて渦中であったのかなというふうに思っておりますので、そのころに取り組まれていた経緯については、そのときの私なりの見聞きした範囲の中では、ある程度把握をしていると思っております。私自身、議員のときにもそう思っております、また、今もそうでしょうけれども、特に私、今、市長という職務でございますので、今、教育委員会の中でこのまちにおける子供たちの環境を整えていこう、高めていこうという取組の中で行っているという認識は持っておりますけれども、その当時のその判断を私自身が、今この立場の中で評価をするしない、いい悪いということを示すべき立場ではないと思いますので、それについての意見としては差し控えさせていただきたいと思います。

○斉藤委員

意見は差し控えるけれども、内容、経過そのものについては市長も十分に把握をされているという捉え方でよろしいですね。本当に市民、小樽市全体としても、議会もそうですけれども、どうしたらいいのかと大変悩んだ覚えが私もあります。そういう経過を踏まえて今回の統廃合というところに至ったわけですが、今回の統廃合に至る経過について、大まかでいいですが、教育委員会からその経過を御説明いただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

今回の計画でございますが、前計画の取下げ以降、今後も少子化が続くことが予想されたことから、改めて市立学校の規模、配置についての検討を進めまして、全市的な学校再編について基本計画を策定してございます。これに関しましては、平成18年7月に小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会というものを発足しまして、この中で御議論いただいて、19年10月には学校配置のあり方について答申をまとめたものをいただいております。

それを受けまして、20年6月に教育委員会で学校規模・配置の適正化計画策定にあたっての基本的な考え方をまとめてございます。これにつきましては市内14会場で地域懇談会を開催しまして、その後、21年2月に適正化基本計画の素案を策定、21年の5月から7月にかけては市内42会場で素案の説明会を開催しました。

その後、21年9月に原案を策定し、パブリックコメントを行うなどして、21年11月に適正化基本計画を教育委員会決定してございます。

22年5月からはブロック別学校再編プランの検討のためにというものを作成しまして、これを基に市内地域別懇談会を開催してございます。

22年8月以降は、単独の学校でも、さらに議論を深めていったということでございます。

手宮地区の単独の懇談会で申し上げますと、22年12月から北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校でそれぞれ地区別懇談会を開催し、3校を統合して手宮小学校の位置を統合校とすることに御理解をいただき、また、24年7月には手宮地区の小学校3校の合同の懇談会を開催しまして、色内小学校の校区の一部を含め統合することに御理解をいただきました。25年6月に4校、北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校、色内小学校、4校の統合実施計画を策定しまして、同年7月に統合協議会を発足して、以降、統合協議会11回、あと部会等も開催しながら新しい学校づくりの議論を続け、その結果、本年4月1日に手宮中央小学校を開校し、4月6日に開校式を挙行了たという流れでございます。

○齊藤委員

前回の流れに比べると、統合協議会あるいは部会まで、かなり丁寧に、いろいろな形で地域やPTAとお話をされてきたのだなということが見えると思います。前回のいろいろな紆余曲折というものを踏まえて、今回の対応に生かされた教訓といったものについて、教育委員会ではどのように押さえられているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

教訓ということでございますけれども、まず、学校再編の目的や必要性につきまして、また、今回の計画が全市的な取組ということで、この件に関しまして、保護者、地域の方への説明を、本当に今、懇談会等の内容も申し上げましたけれども、丁寧に行うことで現計画について詳しく皆さんに知っていただくという部分に徹して説明させていただいたというところでございます。

○齊藤委員

非常に、四十何回の地域別の懇談会、42回以上ですか、平成21年、22年あたりにそういう丁寧な説明をされて、さらに、ある意味重複するような形でも何回もそういう説明会を開いていったと。本当に教育委員会も汗をかいて地域に入っていったのだなということがよくわかるわけですが、そういう、ある意味汗の結晶がこのたびの4月6日の開校式ということだったわけですが、今回の統廃合も決して淡々と進んできたというわけではなかったと思います。教育委員会がいろいろ苦勞した点、こういう点についてはなかなか大変だったということがあれば、お示しいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

今回の計画につきましては、全市的に再編を行うことや、再編に当たっては対象校の大小で吸収合併という考えではなく統合を機に新しい学校をつくっていくという考えを的確に理解していただくこと、これを考えながら進めてございます。また、統合校開校に向けましては、保護者、教職員、地域の代表の方に統合協議会に参画いただき進める中で、さまざまな意見がございます。協議会委員の認識の統一、こういったものを図りながら、地域の皆さんの協力で、新たに手宮中央小学校が開校したと思っていただける、また、今後も地域の方々にかかわっていただく、そういった学校づくりを念頭に進めてきたというところでございます。

○齊藤委員

こういう、苦勞をした中での今回の統廃合、手宮中央小学校の開校ということに至ったわけですが、この経過について市長の受止めというのはどういうものなのでしょうか。

○市長

先ほど申し上げましたように、今、このまちの子供たちの人数が非常に少なくなっている中で、教育委員会としてその環境を少しでもよくしていこう、高めていこう、整えていこうという中で、さまざまな努力を積み重ねられ、その上で迎えられている取組なのかなと、私としては認識しているところでございます。

○齊藤委員

児童はもちろんですが、PTA、保護者の方、そしてまた地域団体の方、そういった方々の理解と協力があって今回の開校式を迎えたということですが、そういった中で、そういうことを市長がわかっておられるのであれば、この大事な開校式というものに、市長は学校設置者としてここには絶対出なければならない立場です。その市長が、なぜ欠席すると判断されたのか、開校式より優先されるという理由があったのか、お示しいただきたいと思います。

○市長

今月に、私自身が大変お世話になっている、私にとって大切な方が亡くなりまして、その方の告別式がその日に重なってしまったという経緯がございます。私自身といたしましても、今、御指摘がありましたように、開校式という公務としても非常に大切な日であったということは認識していたところではありますけれども、その方の、や

はり私も死を重んじておりまして、最後のお別れを告げさせていただきたいという、ある意味私のわがままなのかもしれませんが、それを受け入れていただいて、開校式は、恐縮ですが、大変申しわけなく思っておりますけれども、欠席させていただき、私のかわりに副市長に出席していただいた、そのような経緯でございます。

○齊藤委員

欠席しても許されるというふうに考えたのかどうか、お聞かせいただきたい。

（「どなたにですか」と呼ぶ者あり）

○市長

許されるというのは、どなたにということですか。私自身としては、そのような状況でありましたので、教育委員会であったり、開校式にかかわられた方々にその理由をお告げして欠席したわけではありませんので、今では伝わっていなかったのかもしれませんが、私としてはそういう経緯であったということでお伝えしたところでございます。その許されるか許されないかというのは、私は、ほかの方々からどのように見られるのかはわかりませんが、でも、私としては、本当に……

（「それはだめだよ」と呼ぶ者あり）

私自身としては、最後の別れを告げたいという思いがあって、副市長にお願いし、かわっていただいたという経緯でございます。

○齊藤委員

許されるのかと言ったのは、森井市長御本人の良心にかけて許されるのかという意味です。私は、多くの市民から、厳しいお叱りを受けました。なぜ設置者が、市長がいないのだと、なぜ市長が来ないのだと。本当に地域の皆さんは、大変な思いをして協力をして、理解して新しい学校を盛り上げていかなければならない、そういう思いで開校式に来られたと思うのです。それなのに、なぜそこに市長がいないのだと。実際、この開校式を欠席するというに当たっては、他のいろいろな行事その他があったと思うのですが、具体的にどのように調整をされたのかお聞かせいただきたい。

○（総務）秘書課長

当日 4 月 6 日のスケジュールでございますけれども、朝 9 時半から春の全国交通安全運動という行事がございました。こちらは原部の生活環境部長が代理出席という形にさせていただきました。

○齊藤委員

それだけですか。

○（総務）秘書課長

その後、午後 1 時半から向陽中学校の入学式がございまして、こちらには出席したという形でございます。

○齊藤委員

午後からは市長御本人が出席されたのですね。

○（総務）秘書課長

午後 1 時半からの入学式でございまして、市長が出席してございます。

○齊藤委員

その春の全国交通安全運動の初日のときには、市長欠席という部分について、代理で出席された生活環境部長は挨拶の中で、どのように述べられましたか。

○（総務）秘書課長

代理出席の生活環境部長からは、市長は手宮中央小学校の開校式のためというような形で挨拶をしてございます。

（「それ何ですか、何の話ですか」と呼ぶ者あり）

○齊藤委員

ということは、春の全国交通安全運動では、生活環境部長が、市長は手宮中央小学校の開校式に出ています、それで出られませんと言ったのですね。

（「言ったんだ」と呼ぶ者あり）

（「いや、意味がわからないですね」と呼ぶ者あり）

（「そうやって言ったんだって」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課長

当初の秘書課におけるスケジュールにおいては……

（「意味がわからない」と呼ぶ者あり）

手宮中央小学校の開校式に出席予定ということでございましたので、代理出席の生活環境部長にはその旨お伝えをしたところでございます。その後、当日の予定に関して、生活環境部長に私、秘書課から予定の変更ということは伝えてございませんでした。

○齊藤委員

だから、春の全国交通安全運動に来ていた方は、森井市長は手宮中央小学校の開校式に出ているものだと思います。当然そう思っていますよね、そう言っているのだから。ところが、手宮中央小学校の開校式には市長はいませんと。それでは、手宮中央小学校の開校式では市長の欠席についてどのようにアナウンスされたのですか。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

開校式の司会は市教委で務めましたけれども、式辞ということで、市長所用により欠席のため副市長から御挨拶いただきますということで、司会から申し上げさせていただきました。

○齊藤委員

手宮中央小学校の開校式では副市長が、所用のためと、挨拶の中でそう言ったのですか。そうではなくて挨拶の外で司会者あるいは誰か関係の方から、そういうアナウンスをしたのですか。

○（教育）学校教育支援室鈴木主幹

まず、副市長を御紹介する中で司会から市長が欠席する旨を申し上げさせていただいて、挨拶者が副市長だということで司会から御紹介させていただいて、その後、副市長から式辞を述べていただいたということでございます。

○齊藤委員

その副市長の式辞の中では、どのように触れられたのですか。

○副市長

あらかじめ司会から、市長所用のため欠席、副市長から挨拶を申し上げるということでございましたので、名札も最初から副市長になっていたという記憶がございますので、最初の言い出しでは私からは特に申し上げなかったのではないかなというふうに記憶しています。

○齊藤委員

副市長は、市長の出欠には触れずに副市長の立場で挨拶をされたということですね。学校の設置者として、統廃合の最終的な責任者として、手宮中央小学校の開校に当たって市長は当然思いがあるはずです。保護者、児童、そして地域の方に、しっかり感謝をして、これからの学校の運営について、また、学校の設置者としての思いを述べる、そういう大事な場です。もう後にも先にも、このときしかないわけです。先ほど大変大事な方のお悔やみのことがあったという説明ですけれども、私に怒りをぶつけられた市民の方は、親が死んでも出るべきだと、その方はおっしゃっていました。自分の親が亡くなったとしても、それはさておいて、公務として出なければならない仕事だと。それを、なぜ市長は、その市民の思い、地域の思い、児童の思いをわかっているのかと、本当に怒ってい

っしかったです。市長は何を考えているのだと。絶対これは言ってくれと、議会で言わなかったらもう許さない、そのようにおっしゃっていました。その思いを、開校式を欠席してしまって、では市長の思いはいつ伝えるのですか、どのようにして地域の皆さんに思いを伝えに行くのですか。それを言ってください。

○市長

皆様からもよくお話があるように、いわゆる議員の皆様にもこのように説明をしている場も市民の皆様にお伝えしている場だというふうにも思っておりますので、この場も含めて、これから機会あるごとに、手宮中央小学校が新たに開校したと、市としては大変喜ばしく、また、これからその環境を市としても一緒に整えていくという意味合いにおいても、事あるごとに伝えていかなければならない、このように感じているところではございますけれども、私としてもその日が重なってしまったことにおいては、私自身が何かができるわけではありませんでしたので、その開校式についても伺いたい気持ちはありましたけれども、恐縮ですが最後の別れに対して、どうしても、大変恐縮ではありますけれども、そちらに行かせていただいたということでございますので、それについては本当に申しわけなく思っておりますし、御勘弁いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○斉藤委員

いや、それは大事な方だったと思います。大事な方だったとしても、そちらはあくまでも、森井秀明市長にとっては私の用事です、公務ではないです。公務は開校式です。その公私の立て分けというのは、市長の頭の中では、どうなっているのですか。

（「何を聞かれたのかわからないですね」と呼ぶ者あり）

（「もうアウトだよ、アウト」と呼ぶ者あり）

（「何がアウトなのですか」と呼ぶ者あり）

（「言語道断だ」と呼ぶ者あり）

○市長

公私をどこでと言われても、今、答えようもないですけども、私自身はこのお役目に就任させていただいた上では、当然に平日も週末も関係なく、私なりに公務においては誠実に行わせていただいているところでございます。今お話をさせていただいたように、その件に関しましては、その点についてだけは、私としてもどうしても、やはり非常に大切な方であったということと、それこそその日以外にお別れのできる機会もないということもあって、確かに私としては私事ではありましたが、そちらに行かせていただいたという経緯でございます。

○斉藤委員

これからはないでしょうね、こういう公私混同。市長に就任された最初のときに、いろいろ報道されたこともありましたよね。本来であれば、午前中に登庁するべきところを後からうんぬんとありましたね、市長。

（「何の話ですか」と呼ぶ者あり）

（「4月30日の最初のときに、午前中後援会に」と呼ぶ者あり）

（「ああ」と呼ぶ者あり）

そういう公私混同についても、しっかりと気をつけていただきたい。公私の区別、けじめについて市長はよくわかっていないところがある。そういったところをしっかりと注意していただきたい。これからは、このような公私混同、いわゆる公務より私用を優先する、そのようなことはないようにしていただきたい。その点について御答弁をお願いします。

（「公私混同っていう表現ですか」と呼ぶ者あり）

○市長

恐縮ですが、その公私混同という意味と今のお話がイコールなのか、私には、ちょっと認識が違うところもありますけれども、私自身としても先ほどもお話ししましたように、公務において私としては全うしていきたいという

ふうに思っておりますので、基本的には全てにおいて優先していきたい、そのように思って、今までもちろんそうですし、これからも取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども、先ほどもお話ししましたけれども、その 4 月 6 日の件につきましては、私自身もそういう気持ちで、どうしても最後の別れに伺わせていただきたいという思いもあったことから、そのような判断をさせていただいたというところでございますので、御理解を賜ればと思います。

○委員長

傍聴人の方は、不規則発言を慎むようお願いいたします。

○斉藤委員

何か市長はよく首をかしげていらっしゃるようですが、公私という立て分けが、わかっていないみたいですが、補佐役の副市長の認識を確認しておきたいと思います。今回のことについて副市長はどのような認識をお持ちですか。

○副市長

公的、私的という意味で言えば、お世話になった方への最後のお別れと、それからいわゆる公務と、手宮中央小学校の公式行事ということで言えば、市長の立場で言えば公務優先というのが、一般論でいえばそちらが優先するのではないかと思います。市長個人としての思いがその時点ではあったのであろうというふうには考えておりますし、私自身とすれば、教育長として手宮中央小学校の統廃合にかかわってきた思いとすれば、挨拶ができるということに関しては、私自身とすれば相当の思いを込めて挨拶を申し述べたという経過がございます。

(発言する者あり)

私の考え方とすれば、そういう印象を持っております。

○斉藤委員

いや、市長が公務である開校式を欠席するというのが、適切なことだったのか、不適切なことだったのかと伺っております。

○副市長

私の立場で適切、不適切ということで端的に申し上げることはできませんけれども、その時点で市長はそういう判断をされたのだらうというふうに思います。

○斉藤委員

少なくとも私は、全く不適切な判断だと断ぜざるを得ません。

◎人事異動について

次に移ります。

人事について、地方公務員法第15条の能力の実証に関連して何点か伺います。

平成27年6月1日付けの人事で、課長職以上、資料を出していただきましたけれども、この総件数と内申のないものの件数をお示してください。

○（総務）職員課長

昨年6月1日付けの人事異動ということで、異動の総件数につきましては、資料をごらんいただきますと、資料1のところの一番左端の計のところ、72件、これが異動の総件数、部長職、次長職、管理職の異動件数ですが、これが異動の総件数ということになります。それと、今お話にありました内申のない異動ということで言いますと、真ん中あたりにあります承認を除く異動件数の内数としまして、異動内申なし、この29件と、一番右端の数字、昇任内申なし、この22件を合わせました51件が内申のない異動ということに当たるのかと思います。

○斉藤委員

平成28年4月1日付けのほうは、見たのですが、変わったと先ほどありましたけれども、異動内申と留任内申と

いうのに分かれていて、少々わかりづらい部分があります。この部分について、いわゆる内申のないものというのと、また、原部の意向に反するものという考え方をした場合の数をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、今年度については管理職員以上については、留任内申を含め、全て内申を出すという取扱いになってございますので、内申のない者というのはいないということになります。

それで、今年 4 月 1 日付け異動の中で、原部の意向に沿わないといえますか、それにつきましては、真ん中辺の承認を除く異動件数のうち、留任内申があった、これが原部の意向ということで、それに沿わない異動が 11 件あったということと、あと、一番右端の承認内申がないものが 1 件あったということで、これを合わせました 12 件が原部の意向に沿っていなかった異動ということになります。

○斉藤委員

今年度も 4 月 1 日付けで昇任内申のないものが 1 件あったわけですが、いずれにしても地方公務員法第 15 条の能力の実証は行わなければならないということで、前から議論されていますけれども、平成 27 年 6 月 1 日付けでの、いわゆる内申のないものについてと、それから今年度 4 月 1 日付けの昇任内申のない 1 件、これについては具体的にどのような能力の実証に基づく資料が示されたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○市長

今回に限らず今まで何度もお話をさせていただきましたけれども、私が見聞きしたことも含めて評価をさせていただき、人事配置の評価として示させていただいて取り組んだというところでございます。

○斉藤委員

これは、いいかげんなことを言ってもらったら困るのです。刑事事件、刑事処分に値する、刑事処分を問われる、そういう内容ですから、いいかげんな答弁をしないでいただきたい。具体的に、どのような客観的な資料を基に行われたのですか。

○市長

これは今までの議論の中でも何度も答弁させていただいているところでございますけれども、私がそのようにいろいろな情報を得たりとか、又は私自身も市長選、結果的に 3 度出ておりますけれども、やはりそのお役目につくために、職員の方々の取組であったりとか、そういうような部分を私なりに常々見てきておりますので、それらを背景として、いわゆる評価、判断をさせていただいているところも加えて、評価を行ったところでございます。

○斉藤委員

地方公務員法第 15 条は、「能力の実証に基づいて行わなければならない」となっているのです。客観的な批判にたえる具体的な資料がなければ、裁判で立証が求められたときにどうやって対抗するのですか。立証できないではないですか。あの人から聞きました、この人から聞きましたと、そんなもの裁判で通用しませんよ。何を言っているのですか。

（「質問ですか、今のは。御意見」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○委員長

斉藤委員に確認します。

今のは、御質問ですか。

（発言する者あり）

○斉藤委員

質問です。

○委員長

そうですね。

○市長

今まで何度もお話をさせていただきましたけれども、それが必ずしも書面として残しているものでなくても、いわゆる客観的な視点であれば問題ないというふうに私自身は認識をしているところでございますので、もちろんその成績、実証、しっかりそれに対して対応できるように私なりに判断し対応させていただいたということでございます。

○斉藤委員

ああ聞いた、こう聞いたと言っても立証できないでしょうと聞いているのです。

○市長

以前にも答弁させていただきましたけれども、それについては、私自身が見て聞いて勤務成績の評価を行ったということであれば、地方公務員法第15条に抵触しているところまでにはならないというふうに弁護士からも返事をいただいているというところでございます。

○斉藤委員

それは、都合のいいところだけ読むのではないですよ。「客観的な資料が不足しているということについては適切とは言えないが」という前段があるのです。これが弁護士の言った本当のことです。客観的な資料が不足しているということについては適切とは言えないのです。そういう法的に適切とは言えない。違法性があるとまでは言えないがというのは、それは市長の主張としてそうだというだけの話です。立件されて裁判で証拠を出しなさいと言われてたら、どうやって証拠を出すのですか。動画がありますとか、テープがありますとか、もちろん内書類があればいいです。そういう書いたものがあるのであればいいのです。記録があるのならいいのです。何もなく、私は聞きました、聞きましたと言ったって裁判で通用しないのです。どうするのですか。

（「通報すると……」と呼ぶ者あり）

（「通報というよりも、それについて公開しなければならないですよ」と呼ぶ者あり）

（「それなら、今言わなくてもいいかな」と呼ぶ者あり）

○市長

今日に限らず今までも、それらについての御指摘等を受けていたところでございますけれども、内申というのはあくまでも内々に申し述べる、また、それに伴う書面として提出をいただいているものでございますから、それだけで人事が決まるということにおいても、私としてはやはり危惧、危機感を感じているところでございます。いわゆる客観的な指標というものが、さまざまな形で捉えられるべきと思いますし、いわゆるそれが内申だけで決まってしまうと、それはその各部における配置のみというふうになってしまいますので、それには私はやはり市長として、職員を任用する責任を持つ立場としては、私自身が見聞した、そういう考え方、取組、そういうものをしっかり見聞した上での評価というものも加味されて人事配置というものはなされるであろうと私自身は思っておりますので、今、斉藤委員が御指摘をされたような、地方公務員法第15条に抵触するということにはならないと私自身は認識しております。

○斉藤委員

能力の実証というのは、免許制度がある場合は、教員免許あるいは看護師免許、そういった国家試験の合格だとか、そういった客観的な批判にたえるものでなければならないのです。市長が誰々からこういうふうに聞きましたとか、そんなことを言ったって何の実証にもなりません。それがきちんとした書類で残っているのなら別ですよ。市長が、こう聞きました、ああ聞きましたと口で言うことは何の立証根拠にもならない。

それで、次に進めますけれども、副市長は今回の人事の遅れについて、記者会見のときに、いろいろな情報、小

まめな情報収集のために遅れたのだというような説明をされておりましたが、この小まめな情報収集というのは、具体的にどういうことがあったのでしょうか。

○市長

まず、前段のお話の中で、御指摘のとおり私も、斉藤委員とは解釈の違いもあるのかもしれませんが、当然そういう看護師であつたりとか、教員であつたりとか、いわゆるそういう免状があることによってその役目につくということで、それについては今おっしゃったように地方公務員法第15条の実証ということで語られているという私は認識でございます。当然に私、この人事配置に伴って、看護師の免許を持っていない方を看護師の配置につけるような、そんな横暴な人事を行っているわけではございませんので、何度もお話しさせていただきますが、客観的な評価、それらを鑑みて人事配置を行わせていただいたところでございますので、改めてお伝えをさせていただくところでございます。

○副市長

私が記者会見で申し述べた小まめな評価ということで言えば、市長から相談を受けた人物評価に関して、私がわからない部分については部長にその状況を尋ねたり課長に尋ねたり、そういう聞き取り調査を行ったと。そういう意味で言えば、きめ細かな聞き取りを行っているという、そういう前提で申し上げたところでございます。

○斉藤委員

それが遅れる原因の一つになったということですね。

◎総務部長の不在について

あと、総務部長の不在について、先ほど議会に対しては総務部次長が対応すると、また、第2回定例会までに総務部長も決めたいと、また、副市長が事務取扱、代理をするというようなことでおっしゃっていますが、現実問題として、これで本当にできるのでしょうか。要は総務部長という市役所の行政のかなめですよ。そのかなめの人がないという事態を招いてしまった責任、そしてそれをどうリスクヘッジをするのかというあたりのところで、あまりにも場当たりのではないですか。退職してしまったからもうそこはどたばたと、いつもの市長のパターンですけども、そういうことでいいのですか、本当にできるのですか。もう非常に不安ですよ。しっかり答えていただきたい。

○市長

報告の中で話をさせていただきましたけれども、私たちとしても突然の退職ということもありまして、当然に、その時期における退職ですから、人事における内示を終えた後でございますので、またさらにその人事をすぐに動かしてということにはやはりなりませんでしたから、不在という状況が現実として起きてしまったという意味合いにおいては、私としても大変残念に思っておりますし、それに伴って、こちらにいらっしゃる委員の方々はもちろんのこと、職員においても負担をかけかねない状況であるというふうに認識をしているところでございます。結果このような状況になってしまったことから、先ほど場当たりのという表現をさせていただきましたけれども、職員の方々にサポートをいただきながら、その不在の状況を何とかカバーしてもらい、総務部長が次に配置されるまで、大変きついところだと思いますけれども、一緒に乗り越えていただくよう対応していただきたいということで、特に身近な職員においては、又は総務部長の事務取扱をしてもらっている副市長、さらには総務次長には、お願いをしているところでございます。

○斉藤委員

いや、本当に、何か総務部長に内示されていた人が、いかにも悪いかのように市長はおっしゃいますけれども、とんでもないことですよ。

（「悪いと言いましたか」と呼ぶ者あり）

（「そんなこと言っていませんけど」と呼ぶ者あり）

市長は、自分の責任だと、自分が全て悪いのだと、私の不徳のいたすところでこういうことになった、申しわけないと言わなければならない。それを残念だと、それなら、何かいかにもその退職してしまった人が悪いみたいな言い方です。聞いてられないです、私は。申しわけないと、ここは、本当に私が悪かったと言わなければならない。何で残念なのですか。

いや、まずいいです。進めます。

◎森井ひであき後援会通信について

次に、森井ひであき後援会通信について伺います。

市長の本当に子供じみた大うそ、だっ子だをこねるような、錯誤だ錯誤だと言っていけばそれで済むかというような、ばかげた答弁です。そういうものを小樽市議会は許さないのだと。要するに錯誤か錯誤でないのか、いろいろどういう錯誤なのかと私も考えてみました。記者会見でも記者からいろいろ質問がありましたよね。いくら考えたってあるわけないのです。そんな錯誤なんて、もともとないのです。ないものを、意味がないですけども、意味のないということを確認するために、お聞きしたいと思います。

まず1点、法的に錯誤無効というものがあります。錯誤による契約その他の法律行為については、無効を主張することができる。ただ、錯誤を立証しなければならないのです。錯誤の成立の要件とありますが、何ですか。

(「何ですか、錯誤成立の要件というのは。わかりませんね」と呼ぶ者あり)

○市長

私たちも議員の皆様から御質問であつたり御指摘をいただいたことに対して、精いっぱい誠実に答弁をしてまいりたいというふうに思っているところでございますけれども、錯誤に伴う成立の要件というそのお話、恐縮ですが、私自身はどのようなお話、答弁をすればいいのか、理解できないところもありまして、できればそのような、我々も精いっぱい誠実に答弁をしたいからこそ、そのような細かい御指摘等あった場合には……

(「細かい。細かくない」と呼ぶ者あり)

事前にある程度御指摘いただけたら大変ありがたく思いますし、現状では、私も含めて、誰一人答弁できないという状況が生まれてしまいましたので、恐縮ですが、そのあたり御配慮いただければと思います。

(「配慮できませんね。こんな基本的なこと。答えてください」と呼ぶ者あり)

(「要件って何かわからないですね」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

市長が言っているのです、錯誤だと。市長は難しい法律用語を使っているのです。誰から入れ智恵されたかわからないけれども、錯誤というのは大変なことなのです。それを言い出しているのは市長でしょう。その要件もわからないで言っているのですか。

(「何ですか、要件って」と呼ぶ者あり)

何かしらの錯誤では済まないのです、これは。市議会なのです。そんなでたらめなこと言わないでください。

○委員長

いかがですか。この法的な錯誤による無効の成立要件、お調べになってください。

(「そんなのあるのですか」と呼ぶ者あり)

(「だから、すぐ休憩して、5分ぐらい、10分ぐらい」と呼ぶ者あり)

(「すぐわかるよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

委員長から申し上げますが……

(「そういうのをちゃんとやっておいてくれればこちらも調べるのに。何でこういう……。止めたのかな」と呼ぶ者あり)

休憩をとって、10分ぐらい後にということではいかがでしょうか。

○副市長

ただいまの件について、調べてみたいと思いますので、少々時間をいただきたいと思います。

○委員長

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時50分

再開 午後 4 時18分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質問を続行いたします。

○副市長

答弁調整のために時間を要したことを申しわけなく思います。先ほどの錯誤の成立要件などについて、総務課長から答弁させていただきます。

○（総務）総務課長

私から、錯誤の成立要件についてお答えをさせていただきます。

民法上、法律行為の要素に錯誤があること、それから表意者に重過失がないこと、この2点になりますけれども、市長は錯誤という言葉を使いましてお話をさせていただいていますのが、いわゆる国語辞典に書いています誤り、間違い、事実と観念とが一致しないこと、現実起こっている事柄と考えが一致しないこと、いわゆる言い間違いということでの意味で錯誤と申しているところでございます。

○斉藤委員

まとめて伺いたいと思います。

法律上の解釈うんぬんは、法的な場合には有効ですけれども、いわゆる今起こっている問題というのは、純粹に法律上の問題とは言えないかもしれませんが、物事の道理という意味で、条理に基づいてお聞きしたいと思います。

確かに錯誤無効の要件というのはそういう要件がありますけれども、何かしらの錯誤という表現で、錯誤を原因として記者会見の内容を訂正する、私どもから言えば、改ざんをする。改ざんをするということを言い出しているのは市長なのです。これも法律用語ですけれども、立証責任というものがあります。先ほどは挙証責任という、刑事責任について刑事責任が問われた場合は、挙証責任といいます。民事の場合は立証責任、客観的な立証責任。錯誤をもって、それを原因として市長が会見録を訂正する、あるいは会見の文言を改めると言うのであれば、その錯誤についてどういう錯誤があったか、錯誤にもいろいろあります。記者会見で聞かれても、そんなことわかれば錯誤なんて言わないなどと言っていましたけれども、そもそもどういう錯誤で、どういう種類の錯誤で、勘違いなのか取り違えなのか、記憶や意識が一時的に何かなくなったのかわかりませんが、聞いている人がみんなそうだなと、そういう錯誤があつてそれで市長は間違っただけということが、みんなが納得できるように、それを立証責任とか挙証責任とかと言うのですけれども、わかるように説明をして、みんなに納得してもらう、そうでなければ訂正なんてできないのです。その説明をして納得してもらう責任は、市長にあるのです。それが物事の道理です。自分が言い出しているのです。記者会見の内容を変えるなんていう、大変なことを言っているわけです。それが錯誤だと言っているのです。では、その錯誤の内容をみんなが納得できるように、きちんと説明してください。その説明する責任は、市長にあるのです。説明してください。それを説明しなければ、小樽市議会は、市長のそんなでたらめな説明、ああ、そうですかと聞くわけにいかないのです。説明してください。

（「委員長、議事進行について」との声あり）

○委員長

酒井隆裕委員。

○酒井（隆裕）委員

斉藤委員の質問時間ではありますが、他の委員と比べて非常に長くなっております。これについても委員長において適切に運営を行っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

質問時間については、冒頭の自民党から共産党の質問、また、今、公明党の質問時間ではありますが、私の手元の時計では、公明党の時間が特に長いとは感じておりません。むしろ自民党のほうが、今の時点では少し長いという事実がございます。ですから、斉藤委員においては、次の質問を極力短くまとめていただきたいという私からの要望でございます。これで各委員の質問時間を追究するということは、皆さんの疑義の部分でも、はっきり言えば20分で打ち切ってよろしいのかと言えば、私としては、皆さん方に余裕ある質問をということでさせていただいております。酒井隆裕委員においてはその点十分御協力いただいて、できれば斉藤委員は次の質問を手短にということで御了承いただければと思いますが、よろしいですか。

○酒井（隆裕）委員

はい。

○委員長

まず、今の質問について市長部局の御答弁をもらった後、また最後の斉藤委員の質問に入りたいと思います。

○市長

今までも議会の場でも、それこそ記者会見の場でもお話をさせていただいているところでございますけれども、そのことに対してのはっきりとした明確な状況でなかったことから、何かしらの錯誤ということでお話をさせていただいたところでございます。記者会見の中でも、その何かしらとは何かという御指摘をいただいているところもありまして、私としても、記者会見録であったり映像等も残っておりますので、改めて確認をしているところでございますけれども、その認識については、まだ何も変わっておりませんので、それを、今お伝えできるところは、その内容でしかないと思っております。

○斉藤委員

全く答えになっていない。みんなが納得できるように説明してくれと言っているのですから、それを説明しなかったら終わらないです。何も答えていない。

○市長

何度も繰り返しますが、そのように、今、説明できるほどに、私自身にその認識を持ち合わせておりませんので、この場では皆様が納得できるほどの説明にはなり得ないというふうに思っております。

（「だめです」と呼ぶ者あり）

○斉藤委員

錯誤という言葉を使い出したのは、市長なのです。錯誤を理由にしているのです。理由にした以上は、きちんとみんなが納得できるように説明してください。それが道理です。何だかわからないけれども錯誤ですから前に言ったことを変えますと、そんなことを言ったら何でも変えられることになるではないですか。世の中、そんなことは通りません。ましてや、世間話ではないのです。小樽市議会の公の議論の場です。そんなところで、また、記者会見の大事な報道の場です。そういったところでの発言を、ただ何かしらの錯誤、それで変えられると思ったら大間違いです。きちんと答えてください。

○市長

きちんと答えております。先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。

（「答えていない。納得できません」と呼ぶ者あり）

（「委員長、整理しよう」と呼ぶ者あり）

（「納得いかないけど、終わらせないと」と呼ぶ者あり）

（「答えるまでいくらでも待ちますよ、私は。答えてください」と呼ぶ者あり）

答弁はさせていただきます。

（「答弁になっていないもの」と呼ぶ者あり）

○斉藤委員

こんなでたらめが通ったら、小樽市議会とは何だと言われますよ。

（発言する者あり）

とんでもないことですよ。市長、きちんと答えてください。

（「委員長、整理してください」と呼ぶ者あり）

○委員長

斉藤委員からは、皆さんが全て納得できるような御答弁ということでは質問がありました。市長からは、今、そういうふうに納得できるような答弁を持ち合わせていないという御答弁でしたが、私としては御答弁なされたということで認識しております。

また……

（「だめです、答えてないのだから」と呼ぶ者あり）

この部分では、斉藤委員、納得しては……

（「納得するしないの問題ではなくて、答えていないでしょう」と呼ぶ者あり）

（「委員長、ちゃんと整理してください」と呼ぶ者あり）

（「こんなものを許したら、小樽市議会何だと言われますよ」と呼ぶ者あり）

その点、斉藤委員のお考えは私はわかります。ただ、私の裁き上は、これは市長が御答弁したという……

（「だから、ちゃんと裁いてください」と呼ぶ者あり）

ことであります。

（「認められません。ちゃんと答えるまで待ちます。答えてください」と呼ぶ者あり）

（「記者会見でいつもより緊張するって言ったらまずいのかな」と呼ぶ者あり）

今は持ち合わせていないという御答弁でございましたが、それでは、いつまでお返事できるのかは、市長、いかがでしょうか。

○市長

いつまで。委員長からの質問ということですか。

○委員長

いつになったらお答えできるのかということです。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、私自身もその何かしらの錯誤があったことによってそのような状態になってしまったということは何度も説明をさせていただいたとおりであります。記者の方からの御指摘をいただいて、私も改めていろいろ見直しをしているところでございますけれども、なぜそのようなお話をしたのかということが、私自身それを見直しても、まだ今のところ、どうしてなのかということが見いだせていない状況でございます。

しかしながら、私も今までも議会の中においても間違いがあったり、そのようなことがあったときには、今回のこともそうですけれども、皆様に説明をさせていただいて、その都度その状況をお伝えし、訂正であったりとか、ミスについては、そのように皆様に御理解とともに、改善をさせていただいているところでございますので、これ

からもさまざまな場面で、議会や記者会見だけではなくて、当然公の役職についておりますので、これからも言葉については重みをしっかりと受け止めて、私なりに発言に対しては気をつけてまいりたい、このように考えておりますので、御理解を賜ればと思います。

○委員長

確認させていただきたいのですが、今、斉藤委員からの御質問に対しては、今のがお答えだということによろしいということですか。

○市長

はい。

(発言する者あり)

○斉藤委員

私が質問しているのは、ここにいるみんな、市民一人一人が納得できるように、錯誤だ錯誤だと言っているのは市長なのだから。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

その錯誤の中身を説明してくれと言っているのです。

そんなものできるわけないのです。私が、最初に言ったでしょう、錯誤なんてないのだと。口から出任せを言っているだけなのです。そんなものを小樽市議会で錯誤だ、錯誤だ、言うほうがおかしいのです。錯誤なんてそもそもないのです。ないものをあるように言うからこういうことになる。

(「委員長、演説許すんですか」と呼ぶ者あり)

きちんと説明してください。説明させてください。

○委員長

今の斉藤委員の問いに、市長はしっかり答えられていないという斉藤委員の今の言葉です。

できれば、今、言葉にできないのであれば、ある程度また時間を置いた後、皆さんがわかるような御答弁を……

(「だめだ、そんなこと……」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

酒井隆裕委員。

○酒井(隆裕)委員

先ほども述べたとおり、皆さんルールを守ってやっているのです。それを自分の思いが通らなかったからといって、いたずらに時間を過ぎているというのは、あまりにもこれは議会ルールを、委員長を軽視しすぎではないかと思います。私、言わなかったですけども、濱本委員の質問時間は18分だったのです。そのときに、もう時間ですでおまとめくださいと言っているのです。斉藤委員の場合は27分過ぎて、そのときに言っているのです。

(「何で知っているのですか」と呼ぶ者あり)

私、疑義があつて時間をはかってやっているのです。だから、まず委員長においては、しっかり整理していただきたい。先ほど、まとめてお話ということもあつて、私もそれで認めてきているわけなので。このままさらに質問を何度もやるという形になったら、それはルール上反するのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長

お時間の部分では、斉藤委員には御自身のお答え……

(「答えていないから言っているのです」と呼ぶ者あり)

お答えに対して、納得できるお答えではないと私も思っております。そういう面では、斉藤委員の問いかけには、市長としては精いっぱいというか、今の持ち合わせている内容では……

（「だめだって」と呼ぶ者あり）

お答えになっていると思います。なるべくその部分は……

（「答えていないでしょう」と呼ぶ者あり）

（「答えてないのが答え」と呼ぶ者あり）

（「説明してくれと言ってるのだよ」と呼ぶ者あり）

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（「何の説明もしていないでしょう。ただ逃げているだけです」と呼ぶ者あり）

本当に堂々めぐりの議論には……

（「認めません。答えさせてください」と呼ぶ者あり）

（「だめだわ、そんなことあれしたら。ルール守ろうよ」と呼ぶ者あり）

（「ルールを守ろうよといったって、答えてないんだから」と呼ぶ者あり）

市長におかれましては、ある程度の時間、第 2 回定例会までだとかに区切った、そういう中でお答えにはなれないですか、今後。今は持ち合わせないということですから。

（発言する者あり）

○市長

今後においても、もちろん記者の方からも御指摘いただいた後も、記者会見録なり、そのような映像も今も確認させていただいているところでございますけれども、今後においても、それについては改めて今日も御指摘いただいたので、確認をし直していきたいなというふうに思っておりますが、それをいつまでにというのは、私自身が錯誤がある中でのお話をさせていただいているところなので。

（「何を言うんだ」と呼ぶ者あり）

いつまでにという表現は、今はできないのかなというふうに思っておりますが。何にしても、確認させていただく中で、そのような私なりに気づいた点であったりとか、判断できることがありましたら、お示しをさせていただくときもあるかなというふうには思います。

（「次の記者会見までに……」と呼ぶ者あり）

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

濱本委員。

○濱本委員

どうしても議論が堂々めぐりになっているので、やはり整理をしなければだめだと思う。

それで、斉藤委員の質問時間はもうオーバーしていることもはっきりしているし、対応が、この場で、今、即断というのは無理なのかなというふうに思います。そういう意味では、大変理事者の皆さんには申しわけないけれども、いったん休憩をとって、理事会の中で斉藤委員のその質問のことについてどう対応するか協議をしたほうがよろしいかと思いますけれども、委員長の判断をお願いいたします。

○委員長

今、濱本委員から、そのような議事進行がありました。

私としても、もう一度文言の整理をしたいと思いますので、ここで。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

酒井隆裕委員。

○酒井（隆裕）委員

まず、理事会を開くことは私も了承するわけですが、ただ、その場合、教育委員会の方々については、もし斉藤委員がこの後も質問があるということであれば残っていただくということになると思うのですが、ないということであれば、教育長以下退席していただくのは、今のタイミングではないかと思うのですが、いかがですか。

○委員長

斉藤委員がよろしければ、そのようにさせていただきます。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

では、教育委員会の皆様については、これで質疑が終了したということで、休憩に入りましたら御退席ください。それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4 時 40 分

再開 午後 7 時 57 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日、斉藤委員の質問の途中ではございますが、議事の都合により、本日はこれをもって散会いたします。

なお、本日予定されておりました斉藤委員、佐々木委員及び安斎委員の質問につきましては、後日開催いたします総務常任委員会で行うことといたしますが、取扱いにつきましては、今後、理事会において協議いたしたいと思っております。

本日は、これをもって散会いたします。